



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

宮城労働局発表
令和5年5月29日

報道関係者各位

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 高橋 喜治
主任地方産業安全専門官 熊谷 昭彦
課長 補佐 増川 賢一
(電話) 022-299-8839

第96回 全国安全週間の実施について

宮城労働局（局長 竹内 ^{あきら} 聡）は、7月1日から7日の期間中に全国安全週間（準備期間6月1日から6月30日）を実施します。

96回目となる今回は、「令和5年度全国安全週間実施要綱」（資料2）による実施となります。併せて、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日）（資料3）に基づく各種施策を実施する初年度として、労使一丸となった取り組みが求められます。

《令和5年度「全国安全週間」スローガン》

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」

令和5年度のスローガンは、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害を減らし、労働者一人一人が安全に働くことできる職場とするために、今年度からスタートしている第14次労働災害防止推進計画に基づく施策の着実な実施及び不断の努力による更なる労働災害減少を図ることが重要であることを呼び掛けるものです。

○準備期間 6月1日から6月30日 ○本週間 7月1日から7月7日

「令和5年度全国安全週間実施要綱」・・・資料2

◆労働災害発生状況について・・・資料4

当局管内における令和4年の休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）は、2,568人となり、令和3年（2,691人）より減少したものの第13次労働災害防止計画最終年度の目標（2,265人）に至りませんでした。

◆死亡災害が増加した建設業に対する取組について

令和５年に入り宮城県内における死亡者数は既に７人となり、その半数以上を占める４人が建設業において死亡していることから、当局管内の工事現場に対して、６月に管内の労働基準監督署による一斉監督指導を実施いたします。

◆転倒災害の防止について・・・資料５、資料６

令和４年に発生した労働災害のうち転倒災害が占める割合は３割以上であり、転倒災害の発生件数は最も多くなっています。梅雨時期や冬季を含めた環境要因に対するハード対策及び、労働者の高年齢化に伴う身体機能低下に対するソフト対策の取組、転倒以外にも腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害防止の取組を促すこととしています。

◆STOP！熱中症クールワークキャンペーンの実施について・・・資料７

宮城県内の令和４年の熱中症による死傷者数は２２人と前年比４人増と依然として高止まりの状況です。５月から９月まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（７月は重点取組期間）を実施し、暑さ指数（WBGT 値）の把握とこれに応じた適切な作業環境管理と作業管理、健康管理及び緊急時の対応体制の整備等の取組を促すこととしています。

【別添】

資料１：第 96 回 全国安全週間

資料２：令和５年度 全国安全週間実施要綱

資料３：第 14 次労働災害防止計画の概要

資料４：令和４年 宮城県内における労働災害発生状況

資料５：転倒等リスク評価セルフチェック票

資料６：職場の皆様へ 転倒災害(業務中の転倒による重傷)に注意しましょう

資料７：STOP！熱中症クールワークキャンペーン

スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少していますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和5年度は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



第96回

全国安全週間

令和5年 **7月1日(土)～7日(金)**

準備期間: 令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主唱】 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 【協賛】 建設業労働災害防止協会
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 湾貨物運送事業労働災害防止協会
 林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和5年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1

安全衛生活動の推進

- ① **安全衛生管理体制の確立**
ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② **安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ **自主的な安全衛生活動の促進**
ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ **リスクアセスメントの実施**
ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ **その他の取組**
ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2

業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① **小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② **陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
エ トラックの逸走防止措置の実施
オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ **建設業における労働災害防止対策**
ア 一般的事項
(ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
(イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
(ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
(エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
(オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
(カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
- ④ **製造業における労働災害防止対策**
ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ **林業の労働災害防止対策**
ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3

業種横断的な労働災害防止対策

- ① **労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② **高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ **交通労働災害防止対策**
ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ **熱中症予防対策**
(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)
ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知
- ⑤ **業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
イ その他請負人等が上記1～3④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

◆職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

◆労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

e-Gov電子申請

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和 5 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 96 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 4 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和 5 年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 5 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - エ トラックの逸走防止措置の実施
 - オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
 - ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

第14次労働災害防止計画の概要

資料 3

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と社会的に評価される環境の整備を図っていく。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策

高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

自発的に安全衛生対策
に取り組むための
意識啓発

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の労働
災害防止対策の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防止
対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策
の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による健康
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標（例）		主なアウトカム指標（例）	
○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進			
・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等		・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。	
○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進			
・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。		・60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	
○労働者の健康確保対策の推進			
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等		・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。	

死亡災害：5%以上減少
死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

宮城労働局第14次労働災害防止推進計画（アウトプット指標とアウトカム指標）

アウトプット指標（事業者において実施される事項）

アウトカム指標（アウトプット指標達成により期待される事項）

（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

アウトプット指標（事業者において実施される事項）	アウトカム指標（アウトプット指標達成により期待される事項）
（オ）労働者の健康確保対策の推進 ● 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ● 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに30%以上とする。 ● メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ● 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ● 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	● 週所定労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ● 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 ● （独自指標） 定期健康診断（一般健康診断）の結果について、2027年までに有所見率を全国平均に近づける。
（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進 ● 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までに、それぞれ、80%以上とする。 ● 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ● 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	● 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して、14次防期間で5%以上減少させる。 ● 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を13次防期間と比較して減少させる。

【総括指標】（各指標達成により期待する事項）

- 死亡災害は、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- 死傷災害は、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が2022年と比較して2027年までに減少に転じる。



令和4年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)(確定)

令和5年5月24日 作成

宮城労働局

業 種 別	令和元年全期		令和2年全期		令和3年全期		令和4年全期		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2432	17	2370	15	2691	14	2568	15	-123	-4.6%	1	7.1%
製 造 業	465	1	464	5	485	1	440	4	-45	-9.3%	3	300.0%
食 料 品 製 造 業	223		194	2	213	1	203		-10	-4.7%	-1	-100.0%
水産食料品製造業	78		72	2	86	1	65		-21	-24.4%	-1	-100.0%
その他	145		122		127		138		11	8.7%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	5		5		9		9					
木材・木製品製造業	22		14		7		21	2	14	200.0%	2	
家具・装備品製造業	5				2		3		1	50.0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	5		5		8		13		5	62.5%		
印刷・製本業	4		10		10		2		-8	-80.0%		
化学工業	16		28		22		11		-11	-50.0%		
窯業土石製品製造業	21		25		16		21		5	31.3%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	12	1	13	1	12		9	1	-3	-25.0%	1	
金属製品製造業	41		47		45		30		-15	-33.3%		
一般機械器具製造業	15		18		21		17		-4	-19.0%		
電気機械器具製造業	27		19	2	38		34		-4	-10.5%		
輸送用機械等製造業	26		27		27		24		-3	-11.1%		
造船業	11		15		7		12		5	71.4%		
その他	15		12		20		12		-8	-40.0%		
電気・ガス・水道業	6		7		7		3		-4	-57.1%		
その他の製造業	37		52		48		40	1	-8	-16.7%	1	
鉱 業	4		3		7	1	8		1	14.3%	-1	-100.0%
土石採取業	4		3		6	1	8		2	33.3%	-1	-100.0%
その他					1				-1	-100.0%		
建 設 業	352	7	283	3	318	5	309	5	-9	-2.8%		
土木工事業	111	4	94	1	106	3	102	3	-4	-3.8%		
建築工事業	191	3	156	2	157	2	153	1	-4	-2.5%	-1	-50.0%
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	48	1	46	2	50	1	52		2	4.0%	-1	-100.0%
木造家屋建築工事業	80	2	59		67		58		-9	-13.4%		
建築設備工事業	19		19		18	1	12		-6	-33.3%	-1	-100.0%
その他の建築工事業	44		32		22		31	1	9	40.9%	1	
その他の建設業	50		33		55		54	1	-1	-1.8%	1	
運輸交通業	386	2	337	2	428	3	363	2	-65	-15.2%	-1	-33.3%
鉄道・軌道・水運・航空業	4		4		8		7		-1	-12.5%		
道路旅客運送業	43		28		47		34		-13	-27.7%		
道路貨物運送業	338	2	305	2	372	3	319	2	-53	-14.2%	-1	-33.3%
その他の運輸交通業	1				1		3		2	200.0%		
貨物取扱業	21		16		24	1	23		-1	-4.2%	-1	-100.0%
陸上貨物取扱業	11		12		16	1	16				-1	-100.0%
港湾運送業	10		4		8		7		-1	-12.5%		
農 業	19	1	18	1	27		23	1	-4	-14.8%	1	
林 業	26	1	31	2	33		24		-9	-27.3%		
畜産・水産業	26		25		22		33	1	11	50.0%	1	
商 業	436		412	1	490	3	497		7	1.4%	-3	-100.0%
卸売業、小売業	395		362	1	416	3	435		19	4.6%	-3	-100.0%
その他	41		50		74		62		-12	-16.2%		
金融・広告業	25		24		29		23		-6	-20.7%		
映画・演劇業	1		1		3		2		-1	-33.3%		
通 信 業	42	1	40		31		33		2	6.5%		
教育・研究業	23		30		35		43		8	22.9%		
保健衛生業	242		279		328		301		-27	-8.2%		
接客娯楽業	161		144		151		181		30	19.9%		
旅館業	28		31		26		35		9	34.6%		
ゴルフ場	11		9		7		13		6	85.7%		
その他	122		104		118		133		15	12.7%		
清掃・と畜業	102	1	117	1	130		154	1	24	18.5%	1	
ビルメンテナンス業	41		66		66		81		15	22.7%		
廃棄物処理業	54	1	42	1	50		63	1	13	26.0%	1	
その他	7		9		14		10		-4	-28.6%		
官公署	1		6		4		3		-1	-25.0%		
その他の事業	100	3	140		146		108	1	-38	-26.0%	1	
警備業	23	2	34		44		40		-4	-9.1%		
その他	77	1	106		102		68	1	-34	-33.3%	1	
陸上貨物運送業	349	2	317	2	388	4	335	2	-53	-13.7%	-2	-50.0%
第三次産業	1133	5	1193	2	1347	3	1345	2	-2	-0.1%	-1	-33.3%
小売業	324		299		348	3	358		10	2.9%	-3	-100.0%
飲食店	92		82		92		111		19	20.7%		
社会福祉施設	208		214		256		233		-23	-9.0%		

1. 死傷件数は令和4年12月末日までに発生した災害について令和5年4月7日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。

2. 死亡件数については、令和5年3月31日までに業務上災害として認定したものにより計上しています。

3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。

4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

令和5年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和5年5月24日 作成

宮城労働局

業 種 別	令和2年全期		令和3年全期		令和4年全期		令和4年 1月～4月		令和5年 1月～4月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2370	15	2691	14	2568	15	728	4	648	7	-80	-11.0%	3	75.0%
製 造 業	464	5	485	1	440	4	125		92	2	-33	-26.4%	2	
食 料 品 製 造 業	194	2	213	1	203		58		48		-10	-17.2%		
水産食料品製造業	72	2	86	1	65		16		14		-2	-12.5%		
その他	122		127		138		42		34		-8	-19.0%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	5		9		9		3		1		-2	-66.7%		
木材・木製品製造業	14		7		21	2	7		1	1	-6	-85.7%	1	
家具・装備品製造業			2		3		1				-1	-100.0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	5		8		13		3		2		-1	-33.3%		
印刷・製本業	10		10		2		1		2		1	100.0%		
化学工業	28		22		11		1		1					
窯業土石製品製造業	25		16		21		6		3		-3	-50.0%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	13	1	12		9	1	1		1					
金属製品製造業	47		45		30		8		6		-2	-25.0%		
一般機械器具製造業	18		21		17		4		4					
電気機械器具製造業	19	2	38		34		10		9		-1	-10.0%		
輸送用機械等製造業	27		27		24		8		5	1	-3	-37.5%	1	
造船業	15		7		12		6		2	1	-4	-66.7%	1	
その他	12		20		12		2		3		1	50.0%		
電気・ガス・水道業	7		7		3		1		2		1	100.0%		
その他の製造業	52		48		40	1	13		7		-6	-46.2%		
鉱 業	3		7	1	8		3		5	2	2	66.7%		
土石採取業	3		6	1	8		3		4		1	33.3%		
その他			1						1		1			
建 設 業	283	3	318	5	309	5	78	1	85	4	7	9.0%	3	300.0%
土木工事業	94	1	106	3	102	3	24		25		1	4.2%		
建築工事業	156	2	157	2	153	1	37	1	41	2	4	10.8%	1	100.0%
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	46	2	50	1	52		12	1	14		2	16.7%	-1	-100.0%
木造家屋建築工事業	59		67		58		16		16	1			1	
建築設備工事業	19		18	1	12		2		2					
その他の建築工事業	32		22		31	1	7		9	1	2	28.6%	1	
その他の建設業	33		55		54	1	17		19	2	2	11.8%	2	
運輸交通業	337	2	428	3	363	2	124	2	106		-18	-14.5%	-2	-100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	4		8		7		2		1		-1	-50.0%		
道路旅客運送業	28		47		34		17		20		3	17.6%		
道路貨物運送業	305	2	372	3	319	2	102	2	85		-17	-16.7%	-2	-100.0%
その他の運輸交通業			1		3		3				-3	-100.0%		
貨物取扱業	16		24	1	23		8		4		-4	-50.0%		
陸上貨物取扱業	12		16	1	16		8		4		-4	-50.0%		
港湾運送業	4		8		7									
農 業	18	1	27		23	1	4		5		1	25.0%		
林 業	31	2	33		24		4		14		10	250.0%		
畜産・水産業	25		22		33	1	8		5		-3	-37.5%		
商 業	412	1	490	3	497		147		115	1	-32	-21.8%	1	
卸売業、小売業	362	1	416	3	435		128		106	1	-22	-17.2%	1	
その他	50		74		62		19		9		-10	-52.6%		
金融・広告業	24		29		23		6		7		1	16.7%		
映画・演劇業	1		3		2		1				-1	-100.0%		
通 信 業	40		31		33		16		5		-11	-68.8%		
教育・研究業	30		35		43		8		7		-1	-12.5%		
保健衛生業	279		328		301		79		70		-9	-11.4%		
接客娯楽業	144		151		181		40		50		10	25.0%		
旅館業	31		26		35		10		13		3	30.0%		
ゴルフ場	9		7		13		5		1		-4	-80.0%		
その他	104		118		133		25		36		11	44.0%		
清掃・と畜業	117	1	130		154	1	39		43		4	10.3%		
ビルメンテナンス業	66		66		81		20		19		-1	-5.0%		
廃棄物処理業	42	1	50		63	1	17		20		3	17.6%		
その他	9		14		10		2		4		2	100.0%		
官公署	6		4		3		2		1		-1	-50.0%		
その他の事業	140		146		108	1	36	1	34		-2	-5.6%	-1	-100.0%
警備業	34		44		40		13		15		2	15.4%		
その他	106		102		68	1	23	1	19		-4	-17.4%	-1	-100.0%
陸上貨物運送業	317	2	388	4	335	2	110	2	89		-21	-19.1%	-2	-100.0%
第三次産業	1193	2	1347	3	1345	2	374	1	332	1	-42	-11.2%		
小売業	299		348	3	358		101		85		-16	-15.8%		
飲食店	82		92		111		20		28		8	40.0%		
社会福祉施設	214		256		233		59		58		-1	-1.7%		

- 1.死傷件数は令和5年4月末日までに発生した災害について令和5年5月8日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。
- 2.死亡件数については、前月末までに把握したもの（速報）により計上しております。
- 3.陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
- 4.第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) = 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25 ～1.38	1.39 ～1.46	1.47 ～1.65	1.66～



② 座位ステッピングテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25 ～28	29 ～43	44 ～47	48～



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20 ～29	30 ～35	36 ～39	40～



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1 ～17	17.1 ～55	55.1 ～90	90.1～



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1 ～30	30.1 ～84	84.1 ～120	120.1 ～



身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

Ⅱ 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか		点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	② 敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るとおもいますか				
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができ と思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	③ 動的バラン ス
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩くことができ と思いますか				
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信が ありますか				④ 静的バラン ス（閉眼）
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどの くらい立っていられますか		点	下記の評価表であなたの評価は	⑤ 静的バラン ス（開眼）
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信が ありますか				

それぞれの評価結果をⅢの
リーダーチャートに赤字で記入

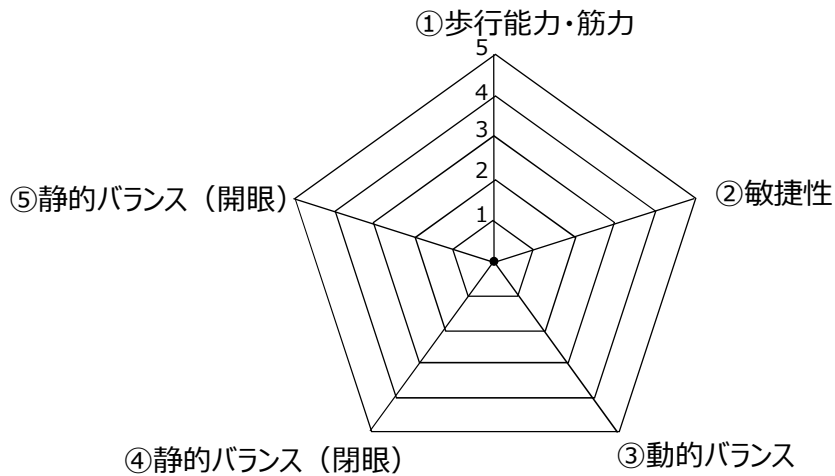
合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3
8～9	4
10	5

質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ 少し自信がある ⑤ 自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ やや自信がある ⑤ 自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか	① 素早くないと思う ② あまり素早くない方と思う ③ 普通 ④ やや素早い方と思う ⑤ 素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けたとき、すぐに次の足が出るとおもいますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 少し自信がある ④ かなり自信がある ⑤ とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができ と思いますか	① できないと思う ② 最近やってないができないと思う ③ 最近やってないが何 回かに1回はできると思う ④ 最近やってないができると思う ⑤ できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行（後ろ足のかかとを前脚のつま先に付けるように歩く）で簡単に歩くことができ と思いますか	① 継ぎ足歩行ができない ② 継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ ゆっくりであればできる ④ 普通にできる ⑤ 簡単にできる
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信が ありますか	① 10秒以内 ② 20秒程度 ③ 40秒程度 ④ 1分程度 ⑤ それ以上
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどの くらい立っていられますか	① 10秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 2分程度 ⑤ 3分以上
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信が ありますか	① 15秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 1分30秒程度 ⑤ 2分以上

Ⅲ レーダーチャート

1、2 ページの評価結果を転記し線で結びます

(Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの質問票(身体的特性)は赤字で記入)



チェック項目

1 身体機能計測(黒枠)の大きさをチェック

身体機能計測結果を示しています。黒枠の大きさが大きい方が、転倒などの災害リスクが低いといえます。黒枠が小さい、特に2以下の数値がある場合は、その項目での転倒などのリスクが高く注意が必要といえます。

2 身体機能に対する意識(赤枠)の大きさをチェック

身体機能に対する自己認識を示しています。実際の身体機能(黒枠)と意識(赤枠)が近いほど、自らの身体能力を的確に把握しているといえます。

3 黒枠と赤枠の大きさをチェック

(1)「黒枠 ≥ 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、黒枠が大きいもしくは同じ大きさの場合は、身体機能レベルを自分で把握しており、とっさの行動を起こした際に、身体が思いどおりに反応すると考えられます。

(2)「黒枠 < 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、赤枠が大きい場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があります。枠の大きさの差が大きいほど、実際の身体機能と意識の差が大きいことになり、より注意が必要といえます。

詳細はホームページ参照 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html>

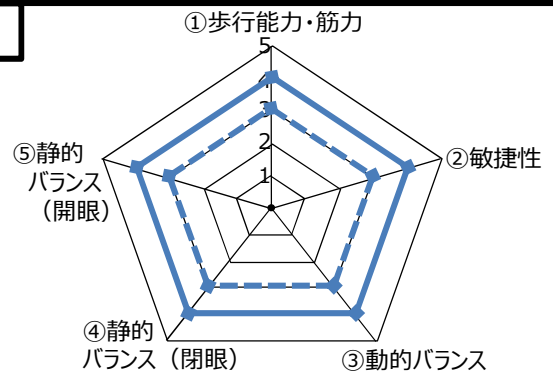
転倒等は筋力、バランス能力、敏捷性の低下等により起きやすくなると考えられます。この調査は転倒や転落等の災害リスクに重点を置き、それらに関連する身体機能及び身体機能に対する認識等から自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立てるものです。

パターン1 身体機能計測結果 > 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも高い状態にあります。このことから、比較的自分の体力について慎重に評価する傾向にあるといえます。生活習慣や加齢により急激に能力が下がる項目もありますので、今後も過信することなく、体力の維持向上に努めましょう。

一方、太線が点線より大きくても全体的に枠が小さい場合（特に2以下）は、すでに身体機能面で転倒等のリスクが高いといえます。筋力やバランス能力の向上、整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の削減に努めてください。

また、職場の整理整頓がなされていない場合などには転倒等リスクが高まる場合がありますので注意しましょう。

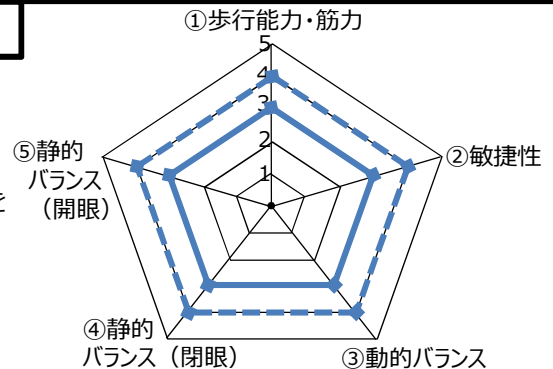


パターン2 身体機能計測結果 < 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも低い状態にあります。このことから、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にあり、自分で考えている以上にからだに反応していない場合があります。

体力の維持向上を図り、自己認識まで体力を向上させる一方、体力等の衰えによる転倒等のリスクがあることを認識してください。日頃から、急な動作を避け、足元や周辺の安全を確認しながら行動するようにしましょう。

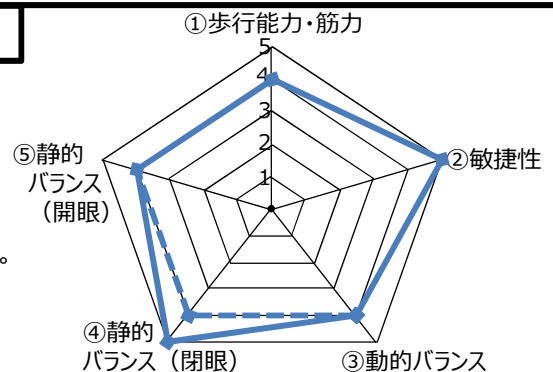
また、枠の大きさが異なるほど、身体機能と自己認識の差が大きいことを示しており、さらに、太線が小さい場合（特に2以下）はすでに身体機能面で転倒等のリスクが高いことが考えられます。筋力やバランス能力等の向上に努めてください。



パターン3 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が大きい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、どちらも高い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。

現在は良い状態にありますが、加齢や生活習慣の変化により身体能力が急激に低下し、転倒等リスクが高まる場合もありますので、日頃から、転倒等に対するリスクを認識するとともに、引き続き体力の維持向上に努めてください。

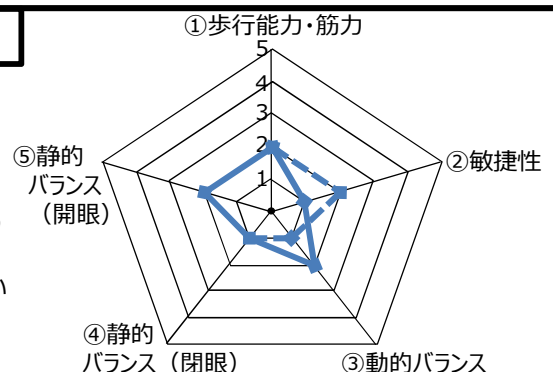


パターン4 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が小さい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、身体機能と認識の差は小さいですが、身体機能・認識とも低い傾向にあります（主に2以下）。

このことから、転倒等リスクからみて身体機能に不安を持っており、そのことを自分でも認識しているといえます。日頃から、体力の向上等により身体面での転倒等のリスクを減らし、全体的に枠が大きくなるように努めてください。

また、すぐに転倒リスクを減らすため、職場の整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



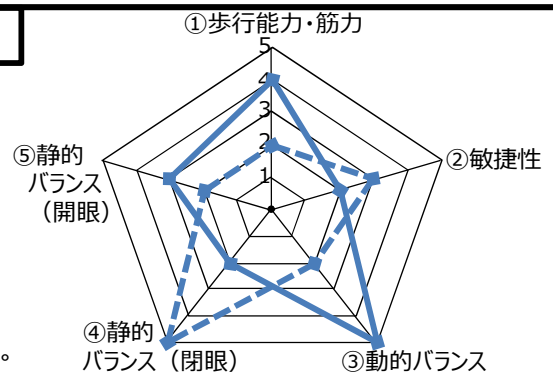
パターン5 項目により逆転している

あなたは、計測項目によって、身体機能（太線）の方が高い場合と自己認識（点線）の方が高い場合が混在しています。

このことから、それぞれの体力要素について、実際より高く自己評価している場合と慎重に評価している場合があるといえます。

転倒等リスクからみた場合、特に自己認識に比べ、身体機能が低い項目（太線が小さい項目）が問題となります。身体機能の向上により太線の方が大きくなるよう努めてください。

また、身体機能と認識にばらつきがあるため、思わぬところで転倒や転落する可能性がありますので、転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。

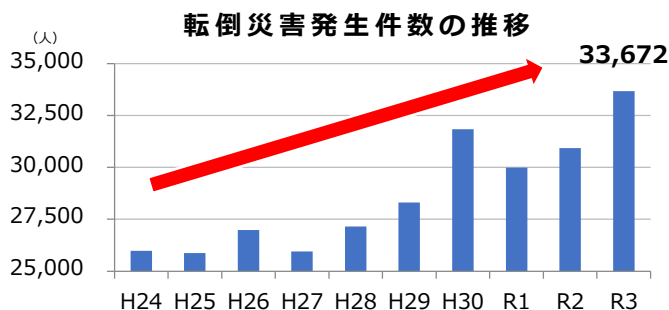


転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

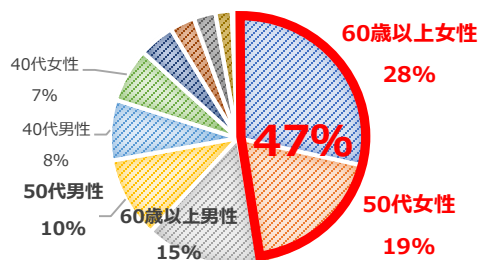
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

転倒災害による平均休業日数

47日

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

性別・年齢別内訳



転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

主な要因

(なし)

何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

会社から労働者への注意事項を記入しましょう（以下、取り組んでほしいところに記入願います。）



コード等につまずいて転倒



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒



凍結した通路等で滑って転倒



通路等の凹凸※につまずいて転倒 ※数mm程度のもの



こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒



作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒



水場（食品加工場等）で滑って転倒



設備、什器に足を引っかけて転倒



雨で濡れた通路等で滑って転倒

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります →「ロコチェック」
 - 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
 - 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
- 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

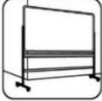
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）

職場3分エクササイズ 中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー
- ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

- ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる


「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

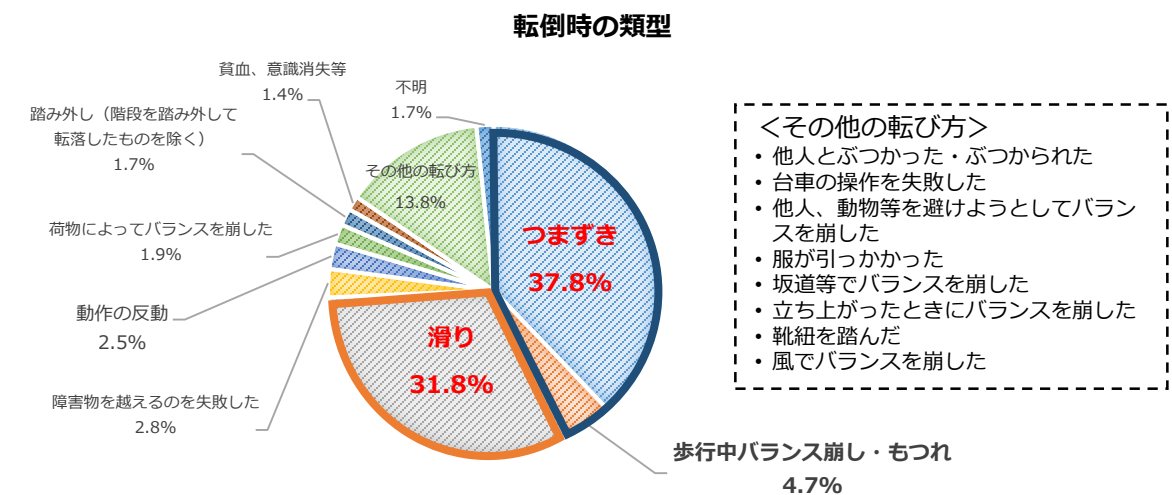
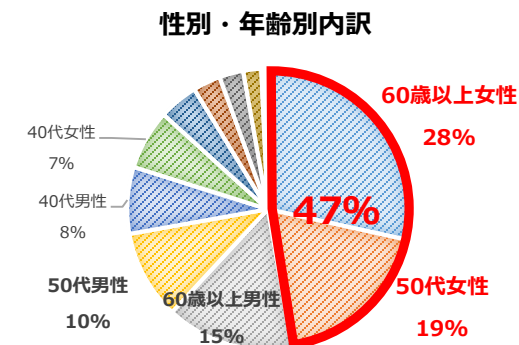
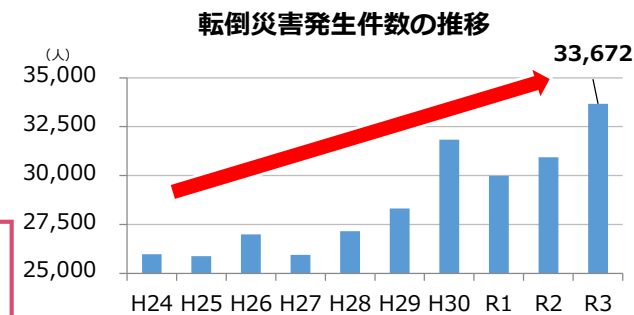
- ☐  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）

- ☐  水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置

- ☐  雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

エイジフレンドリー補助金 中小規模事業場 安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



＜その他の転び方＞

- ・ 他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・ 台車の操作を失敗した
- ・ 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・ 服が引っかった
- ・ 坂道等でバランスを崩した
- ・ 立ち上がったときにバランスを崩した
- ・ 靴紐を踏んだ
- ・ 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防
体力チェック



口コチェック



内閣府ウェブサイト

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**